

介護予防支援の指定拡大に伴う 手続きの変更について（指定後の対応）

- (1) 新規に介護予防支援の利用者を担当する場合
- (2) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を介護予防支援事業者を担当変更する場合
- (3) 地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者を担当変更する場合（事業者変更）

(1) 新規に介護予防支援の利用者を担当する場合

契約

利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者間の契約

届出

介護予防サービス計画作成依頼届出書を指定介護予防支援事業者として提出
（介護保険証の届出欄に介護予防支援事業所である居宅の名称が記載される）
同時に資料提供申出書を提出し審査会資料を受領（保健福祉課介護保険担当窓口）

ケアプラン

指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者がケアプランを作成する。

(1) 新規に介護予防支援の利用者を担当する場合

原案の確認

指定介護予防支援事業者（居宅）が実施する介護予防支援については、原案の確認は行わない。

ケアプラン料

介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が直接国保連に請求する。

報酬

介護予防支援費Ⅱ 472単位
初回加算 300単位
※高齢者虐待防止措置未実施減算-1/100 業務継続計画未実施減算-1/100

(2) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を介護予防支援事業者に変更する場合

契約

利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者間の契約（市と利用者の契約は終了）
※利用者の理解を得た上で契約し、書面で同意をとっておくこと。

届出

介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出
（介護保険証の届出欄に介護予防支援事業所である居宅の名称が記載される）

ケアプラン

地域包括から一部委託を受けていた利用者を直接担当する場合には、指定介護予防支援事業者である居宅が新たなケアプランを作成する。包括から一部委託を受けて作成した業務委託関係書類（ケアプラン等）は包括に返却する必要がある。

(2) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を介護予防支援事業者に担当変更する場合

原案の確認

指定介護予防支援事業者（居宅）が実施する介護予防支援について原案の確認は行わない。

ケアプラン料

介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が直接国保連に請求する。

報酬

介護予防支援費Ⅱ 472単位
初回加算 300単位
※高齢者虐待防止措置未実施減算-1/100 業務継続計画未実施減算-1/100

(3) 地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者に担当変更する場合

契約

地域包括支援センターと利用者の契約が、利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者間の契約に変更になる。
(市と利用者の契約は終了)

届出

介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出
(介護保険証の届出欄に介護予防支援事業所である居宅の名称が記載される)

ケアプラン

地域包括が担当していた利用者を指定介護予防支援事業者に担当の変更をする場合、指定介護予防支援事業者である居宅が新たなケアプランを作成する。

(3) 地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者に
担当変更する場合

原案の確認

指定介護予防支援事業者（居宅）が実施する介護予防支援について
原案の確認は行わない。

ケアプラン料

介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅が国保連に請求

報酬

介護予防支援費Ⅱ 472単位
初回加算 300単位
※高齢者虐待防止措置未実施減算-1/100 業務継続計画未実施減算-1/100

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)令和6年3月28日 P4

【介護予防支援】

○ 初回加算

問7 居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。

(答)

算定可能である。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要がある。

○ 初回加算

問6 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合において、初回加算の算定は可能か。

(答)

指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できる（介護予防支援費の算定時においても同様である）。

介護予防支援→介護 算定可
 介護→介護予防支援 算定可

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を実施する場合の変更点・留意点

現 行

	介護予防ケアマネジメント (介護予防支援事業)	介護予防支援
一部委託	○ ← ① → ○	○

- ① ケアマネジメントの種別(介護予防ケアマネジメントと介護予防支援)が月ごとに変更になっても、実績報告や、地域包括支援センターに委託料を請求する際に留意すればよい。必要に応じてケアプランを変更する。

居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を実施する場合の変更点・留意点

介護予防支援の指定拡大後

○は一部委託を受けている場合に可能

	介護予防ケアマネジメント (介護予防支援事業)	介護予防支援
一部委託	○	○
指定	×	◎
	(地域包括のみ)	(指定居宅も可能)

① 一部委託と指定の間でケアマネジメントの種別が月ごとに変わっても現行と同じ。
 ② 一部委託と指定の間で担当(事業所)の変更(包括⇄指定居宅)が可能。
 ③ 指定居宅の利用者のケアマネジメントの種別の変更が可能。

①一部委託として実施する場合

ケアマネジメントの種別が月ごとに変わっても現行と同じ。

②担当(事業所)の変更(包括⇄指定居宅)

新たな担当事業所(指定居宅、包括)と利用者の契約、居宅変更届の提出、ケアプランの新規作成等が必要

③指定居宅の利用者のケアマネジメントの種別の変更

改めて、利用者との契約、居宅変更届の提出、ケアプランの新規作成が必要。

介護予防支援→介護予防ケアマネジメントの場合は、地域包括支援センターのケアプランの原案確認が必要。

介護予防ケアマネジメントの一部委託を受けていない事業者は介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合は介護予防支援のケアプラン料の請求は出来ず、介護予防ケアマネジメントの委託料の支払も不可。

介護予防支援から介護予防ケアマネジメントにケアプランの種別が変更になった場合

1

指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者のケアマネジャーAさんが利用者Bさんのケアプランを作成しました。

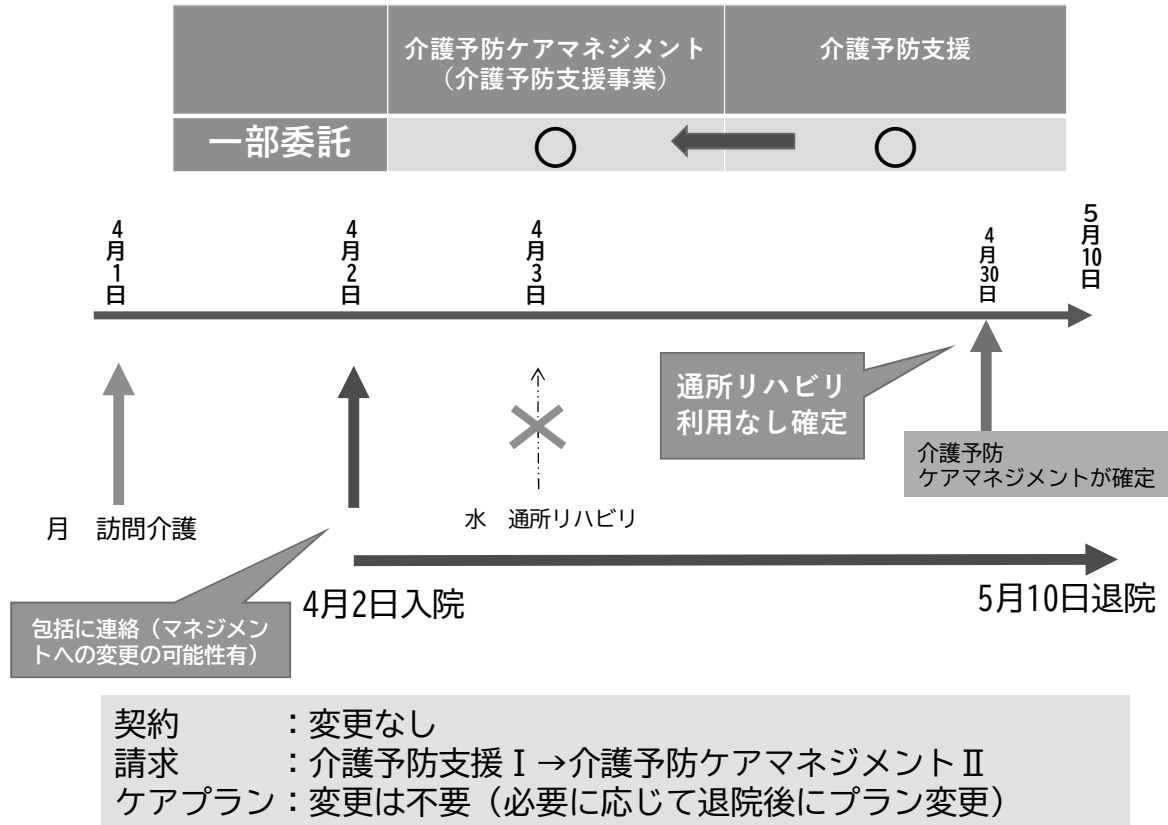
2

利用サービスは、訪問介護(毎週月曜日)と通所リハビリテーション(毎週水曜日)を計画しました。

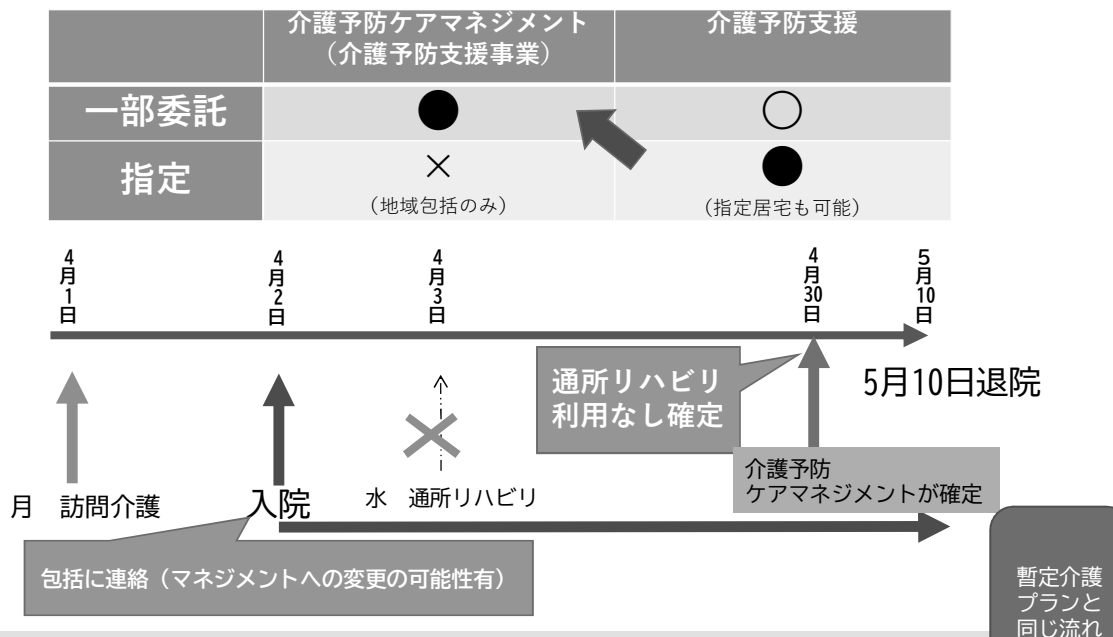
3

Bさんは、4月1日(月)に訪問介護を利用しましたが、月の途中で入院し、5月10日(金)に退院しました。

①地域包括支援センターからの委託により
介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する場合（現行）

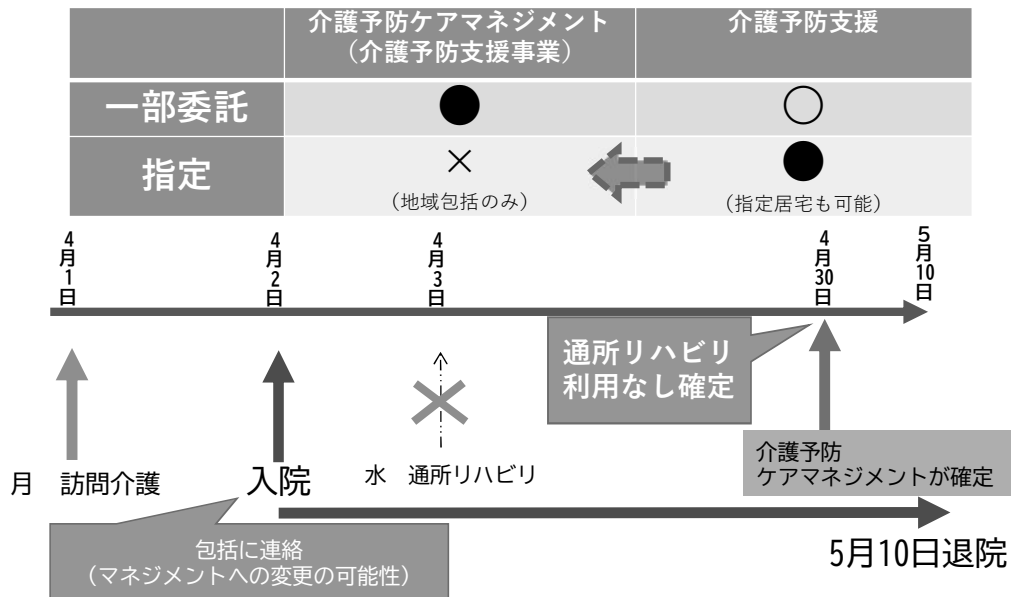


②指定介護予防支援事業者が介護予防支援のケアプランを作成したが、
実績で介護予防ケアマネジメントになった場合（一部委託あり）



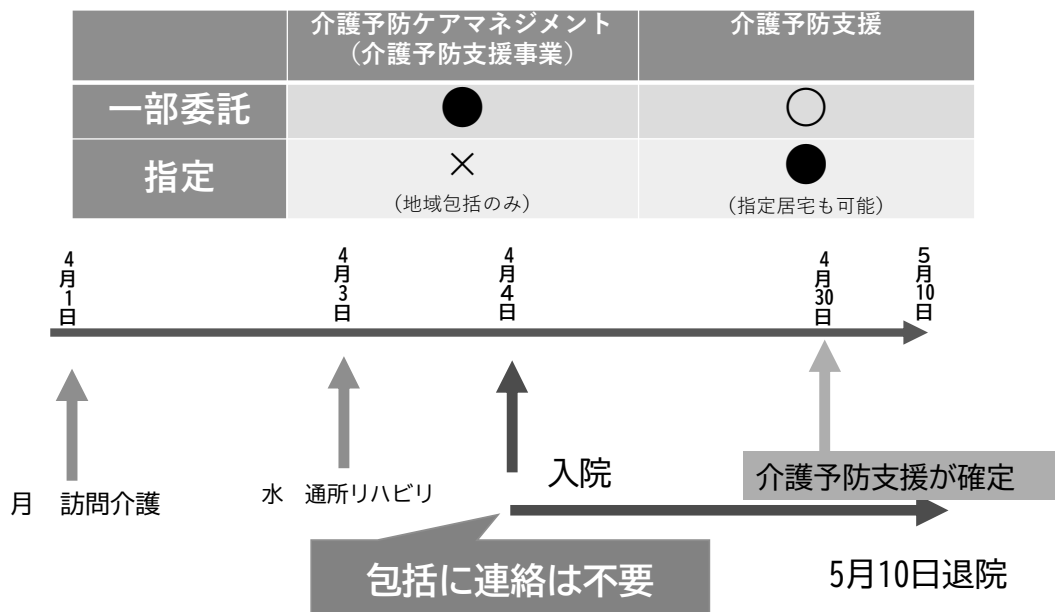
- 契約 : 指定介護予防支援事業所 → 地域包括支援センター（北九州市）からの一部委託に変更（新規と同様の手続）
- 請求 : 介護予防支援 472 単位請求 → 介護予防ケアマネジメント II（委託料）初回加算・委託連携加算の算定は可能
- ケアプラン : 事業所の変更（居宅 → 包括）を伴うため、ケアプランの再作成後に原案確認

③指定介護予防支援事業者が介護予防支援のケアプランを作成したが、実績で介護予防ケアマネジメントになった場合（一部委託なし）



- 契約 : 指定介護予防支援事業所→地域包括支援センター（北九州市）
 (新規と同様の手続)
- 請求 : 介護予防支援472単位請求→請求は不可
- 連携 : 指定介護予防支援事業者は包括と同行訪問の上、包括への引継ぎが必要
- ケアプラン : 地域包括（一部委託を受けている居宅）は新規のケアプランの作成が必要

④一部委託を受けていない事業者が介護予防支援のケアプランを作成したが、4月4日に入院した場合



- 契約 : 指定介護予防支援事業所（変更なし）
- 請求 : 介護予防支援472単位請求
- ケアプラン : 必要に応じて変更